

「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>9. IPv4 アドレス在庫からのアドレス空間の委任</p> <p>APNIC 地域における IPv4 アドレス在庫から委任が認められる IPv4 アドレス空間は、「/8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫」に該当する 103/8 の 範囲から最大で /22 相当のサイズに限定される。また、現在の最小委任サイズは /24 (256 アドレス) とする。</p> <p>当該 IPv4 アドレス空間の委任を受けるためには、JPNIC と IP アドレス管理に関する契約を締結し、以下いずれかの項目で定めた要件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 10.3 初回割り振りの基準 10.4 追加割り振りの基準 13.1 小規模マルチホーム割り当て 13.2 インターネットエクスチェンジポイント 13.3 クリティカルインフラストラクチャー <p>IANAにより回収されたIPv4アドレス在庫がAPNICに委任された場合、上記いずれかの項目で定めた要件を満たす場合に限り、103/8以外のAPNICまたはJPNICいずれかの在庫から、さらなるIPv4アドレス空間の委任が認められる。委任を受けることのできるIPv4アドレス空間は、最大で/22相当のサイズに限定される。</p> <p>IANAからの再度のIPv4アドレス空間の委任またはAPNICへのIPv4アドレス返却により、さらなる委任に十分な在庫量であることが証明された場合、同様の基準により追加の委任を行う。</p>	<p>9. IPv4 アドレス在庫からのアドレス空間の委任</p> <p>APNIC 地域における IPv4 アドレス在庫から委任が認められる IPv4 アドレス空間は、「/8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫」に該当する範囲から最大で /23 (512 アドレス) 相当のサイズに限定される。また、現在の最小委任サイズは /24 (256 アドレス) とする。</p> <p>当該 IPv4 アドレス空間の委任を受けるためには、JPNIC と IP アドレス管理に関する契約を締結し、以下いずれかの項目で定めた要件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 10.3 初回割り振りの基準 10.4 追加割り振りの基準 13.1 小規模マルチホーム割り当て 13.2 インターネットエクスチェンジポイント 13.3 クリティカルインフラストラクチャー

10.4 追加割り振りの基準

(中略)

この時割り振られるアドレス空間のサイズは、IP 指定事業者の過去の割り当て実績を考慮して決定される。これらの要因にもとづき、JPNIC は、最高 1 年までの期間で、IP 指定事業者が見積もった割り当て需要を満たすのに十分なアドレス空間を割り振るものとする。JPNIC が 1 年未満の期間で割り振りを行う場合、JPNIC はその割り振り期間、およびその期間を選んだ理由を IP 指定事業者に伝えねばならない。

10.4 追加割り振りの基準

(中略)

この時割り振られるアドレス空間のサイズは、IP 指定事業者の過去の割り当て実績を考慮して決定される。これらの要因にもとづき、JPNIC は、最高 1 年までの期間で、[9. IPv4 アドレス在庫からのアドレス空間の委任]に示されるサイズを超えない範囲で、IP 指定事業者が見積もった割り当て需要を満たすのに十分なアドレス空間を割り振るものとする。JPNIC が 1 年未満の期間で割り振りを行う場合、JPNIC はその割り振り期間、およびその期間を選んだ理由を IP 指定事業者に伝えねばならない。